平成20年2月定例県議会(補正) 文教警察企業常任委員会会議録

平成20年3月6日~7日

場 所 第3委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第38号 平成19年度宮崎県一般会計補正 予算(第5号)
- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成20年宮崎県警察運営方針及び運営重点について
- ・本県の国公立大学への進学率について
- ・生涯学習振興ビジョンの策定について

出席委員(9人)

委 員 長 太 田 清 海 副 委 員 長 河 野 安 幸 委 員 米 良 政 美 委 員 福 田 作 弥 委 員 野 辺 修 光 委 員 宮 原 義 久 委 村 賢 員 西 委 員 長 友 安 弘 委 昌 井 上 紀代子

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 浦 勇 相 務 本 昌 典 部 長 橋 警務部参事官兼 尾 松 清 治 首席監察 生活安全部長 柄 本 重 敏

刑 事 長 束 昭 部 鬼 己 交 通 部 툰 柄 本 憲 生 警 備 部 長 谷 П 数 雄 警務部参事官 椎 葉 今朝邦 警務部参事官兼会 計 課 長 原 中 雅 男 生活安全部参事官 兼 地 域 課 長 中 勇一郎 山 務 課 툰 松 # 宏 益 生活安全企画課長 黒 木 憲 生 年 課 長 柏 田 和 彦 交通規制課長 今 井 久 和 運転免許課長 徳 留 勝次郎

教育委員会

教 育 長 Щ 耕 吉 原 則 幸 数 育 次 長 (教育政策担当) 寺 田 建 数 育 次 長(教育振興担当) 福 島 信 雄 務 課 長 原 誠 史 梅 政策企画監 丸 洋 満 財務福利課長 靍 田 歳 明 学校政策課長 飛 田 洋 学校支援監 Ш 智 $\dot{\Box}$ 特別支援教育室長 馬 有 順一郎 教職員課長 堀 野 誠 生涯学習課長 勢 井 史 人 スポーツ振興課長 得 能 剛 文 化 財 課 長 # 上 貴 人権同和教育室長 遠目塚 勉

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 湯地正仁

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

お手元に配付の日程案のとおりで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇太田委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

〇太田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議 案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

〇相浦警察本部長 昨日まで本会議、御苦労さまでございました。きょうから委員会ということで、きょうは補正でございますけれども、また当初予算も御審議いただきます。よろしくお願いいたします。

また、当委員会の少なくない先生方が、さきの警察音楽隊の定期演奏会に御家族ともども来ていただきまして、温かい御声援をいただきましたこと、改めましてお礼申し上げたいと思います。

きょうは2つのテーマということで、一般会計補正予算について、それと本年の警察運営方針及び運営重点について、いずれも担当部長の警務部長から説明・報告をさせたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、まず最初に、平成20 年2月定例県議会提出の議案第38号「平成19年 度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」の公安委 員会関係につきまして御説明いたします。

まず、お手元の「平成19年度2月補正歳出予 算説明資料」の423ページをお開きください。

まず初めに、今回の補正の概要を御説明いた します。大量退職期に入り、若手警察官の構成 比率が増加したことによって、給与の支給総額 が減少したことによる職員の人件費の減額を約 5億9,000万円ほど見込んでおります。さらに、 退職予定者に対する退職手当の支給見込み額が おおむね確定したことによって、退職手当の減 額も8,000万円ほどあります。さらに、入札・契 約制度改革による昨今の入札率の低下もあって、 入札残を含む物件費等が約1億9,000万円ほどの 減額となっております。この結果、423ページに 書いてありますとおり、公安委員会一般会計警 察本部に係る補正部分は、減額8億5,841万2,000 円ということでございます。この内訳は、具体 的な話はこれから御説明いたしますが、つかみ で言いますと、人件費の減、退職手当の減に加 えて、入札残による執行残ということで構成さ れているところでございます。それで、この8 億5,841万2,000円の減額によりまして、公安委 員会の補正後の予算額は290億1,284万8,000円と いうふうになるところでございます。

それでは、詳細について御説明いたしたいと 思いますので、説明資料の427ページをお開きい ただければと思います。

まず、上段左側の会計、科目、事項の欄をごらんください。(款)警察費、(項)警察管理費、(目)公安委員会費、(事項)委員報酬の部分でございまして、補正額はマイナス35万4,000円であります。これは、平成19年4月1日施行の「知事等の給与の特例に関する条例」に基づきまして、公安委員の報酬を5%減額したことにより

まして、条例改正前に予算措置をされていた額 との差額を減額補正するものであります。

次に、(事項)委員会運営費でございます。これについては、補正額マイナス39万3,000円であります。これは、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でございます。

次に、(目)警察本部費、(事項)職員費の部 分でございまして、これについては補正額をマ イナス5億8,854万7,000円と出しております。 これは先ほど申し上げたとおり、職員の人件費 の執行残に伴う補正でございます。内容は、給 料及び職員手当等の減額が主なものでございま す。なぜこのような減額をいたしますかといい ますと、当初予算額というものは、前年度の1 月1日に在籍する職員の給与支給額に基づき決 定しております。しかし、実際には、定年を迎 えた職員が3月31日に退職いたしまして、4月 1日には、その分の若い新規の職員を採用する ことになりますので、特に大量退職期にある本 年度におきましては、若手警察官の構成比率が 増大し、その結果、このような不用額といいま すか、差額が生じるというものでございます。

次に、(事項)運営費の中の補正額でございます。す。マイナス1億732万5,000円でございます。 詳細については、次のページにわたってまでごらんいただければと思いますが、これは警察職員の設置に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、先ほど申し上げました退職手当のマイナス7,814万6,000円と、次に427ページの一番下、番号6の警察業務電算化推進事業経費のマイナス996万8,000円等々でございます。退職手当の減額は、当初予算編成時に見込んでいた希望退職者数が見込みよりも少なかったと、こういったことによりまして減額補正するものでございます。また、警察業務電

算化推進事業経費の減額につきましては、警察 内で構築しておりますネットワーク回線使用料 及びパソコン端末等のリース料の入札残であり ます。

次に、428ページでございますけれども、(目) 装備費でございます。これについては、マイナス265万円ほどの補正を組んでおります。主なものは、ヘリコプターの運用経費、115万円ほどの減額をいたしておりますけれども、これはヘリコプターの定期整備期間中における代替機のリース料の入札をした結果、安く入札が落ちたということでございまして、その部分の入札残ということでございます。

次に、(目) 警察施設費でございます。これは、6,773万7,000円の減額補正をいたしております。この内容は、いわゆるここに書いてありますとおり、下の番号、説明のところに書いてありますとおり、交番、駐在所庁舎新築費、それから警察庁舎及び宿舎維持管理費、その他営繕費ということでございます。このような建設費もしくは営繕費でございますけれども、これも入札により行っているところでございまして、入札を行った結果として当初予算額よりも安く落札されたということでございまして、その部分の減額部分をこのように計上しているところでございます。

次に、運転免許費の関係でございます。これにつきましても、3,028万6,000円の減額をいたしております。内容の主なものは、番号2にありますとおり、道交法に伴う講習体制整備事業費マイナス1,400万円、番号4にあります運転免許証ICカード化導入事業費マイナス321万等々でございまして、道路交通法に伴う講習体制整備事業費の減額は、宮崎県指定自動車学校協会に委託している高齢者講習について、受講者数

が予定よりも少なくなると見込まれること、それに伴いまして委託料を減額補正するものでございます。また、ICカードの部分につきましても、IC免許証の読み取り装置リース料、これもリースで行っているところでございますけれども、そのリースを入札した結果、予算額よりも安く落札されたということでございまして、そういったものを計上しているところでございます。

次に、429ページの警察活動費でございます。 (事項) 一般活動費としてマイナス3,622万円の 減額補正を行っております。主なものといたし まして、番号2にあります自動車保管場所証明 事務に要する経費としてマイナス2,300万円、番 号9の落とし物早期返還システム構築事業とし てマイナス365万円の減額、まずそういった減額 を行っております。その減額のほか、番号10の (1) につきましては、警察官の職務に協力援 助した者の災害給付金ということで、これは当 初予算措置をしていなかった部分でございまし て、今回新たに予算措置をお願いするものとし て、937万9,000円の新規の計上をお願いしたい と思っております。

順番に御説明いたしますが、自動車保管場所 証明事務に要する経費については、宮崎県自家 用自動車協会に委託している自動車の保管場所 の調査、入力業務について、申請件数が予定よ りも少なくなるといったことから、その委託料 を減額補正するもの、また、番号9の落とし物 早期返還システム構築事業につきましては、こ れもシステムをリースしているわけでございま すけれども、そのリース料の入札が非常に安く 落札されたということでございまして、その結 果のマイナス、減額補正ということでございま す。

一方で、新たに今回予算措置をお願いする番 号10の(1)警察官の職務に協力援助した者の 災害給付金でございます。この部分につきまし ては、内容は、この事案は、平成19年8月、県 内の日向の海水浴場において、女性が高波によっ て沖に流されていくのを救助しようとして、果 敢に海に飛び込んだ外国人男性が亡くなったと いう事件がございました。このように、警察官 の職務に協力援助した者については、「警察官の 職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」 という法律がございますが、こういう法律に基 づく制度でございまして、この制度によります と、「水難、山岳における遭難等により、人の生 命に危険が及ぶなどしている場合に、自らの危 険を顧みず、職務によらないで人命の救助にあ たった者がそのため災害を受けたときは、—— 死亡等々ですね――県はこの法律に定めるとこ ろにより、給付の責に任ずる」というふうな規 定となっております。この規定に基づきまして、 今回この外国人に対して給付金を支給しようと するものでございます。

なお、給付金算定の根拠につきましては、同 法施行令等々に基づく計算式によって計算する もので、これはある意味、機械的に計算するも のでございまして、その結果として、遺族に対 する一時給付金として880万円、葬祭給付金とし て57万9,000万、合わせて937万9,000円を協力援 助者の遺族に支払いたいというふうに思ってい るところでございます。

次に、429ページの下の欄の交通安全施設維持費についてでございます。これは、マイナス2,490万円の減額補正を考えております。これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、主なものは、交通管制センター及び信号機等の保守点検委託料の入札

残ということでございます。

引き続きまして、繰越明許費について御説明 いたします。

お手元の「平成20年2月定例県議会提出予算 事項別明細書」をごらんください。これの346ページの一番下でございます。

警察本部の平成19年度の繰越明許費は、交通 安全施設整備事業の予算額2,379万2,000円の1 件でございます。これは、平成19年度に開通予 定であった国道269号線加納バイパスに設置する 3 交差点に係る信号機新設工事でありますが、 加納バイパスの建設工事が予定よりおくれ、平 成20年度に繰り越しとなったことにより、信号 機新設工事も平成20年度に繰り越すものといた したいと思っております。

以上で、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の案の公安委員会関係部分につきましての説明を終わります。よろしく御審議のほど願いたいと思います。

それでは、続きまして、もう一つ、今度は報告事項になりますが、「平成20年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をいたしたいと思います。

お手元にお配りしております資料1をごらんください。1枚紙でございます。

本年の運営方針につきましては、昨年度に引き続きまして「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」とするとともに、サブタイトルにつきましては「安全で安心な宮崎をめざして」といたしました。これは、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の状況を踏まえ、宮崎が住みよいことを願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。

この方針のもとでの具体的な取り組みとして、 6項目挙げております。街頭犯罪等の抑止・検 挙と地域安全活動の推進、交通死亡事故の抑止 と交通秩序の確立、重要犯罪等の徹底検挙と組 織犯罪の封圧、テロの未然防止と災害等重大事 案対策の推進、犯罪被害者支援の推進、少年の 健全育成と非行防止、以上6項目でございます。

この6項目につきまして、個別に概要を説明 いたしたいと思います。

まず、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進についてでございます。

申すまでもなく、街頭犯罪等の抑止対策につきましては、県民が身近に不安を感じている街頭犯罪、侵入犯罪を重点に、しっかりとした抑止対策や検挙対策を推進することによって、県民の体感治安の向上を図ることが重要であると考えております。

そこで、本年も引き続きまして、犯罪の発生する時間帯、地域の犯罪実態に対する的確な分析に基づきまして、警戒活動や取り締まり活動を積極的に展開することなどによって、抑止と検挙両面の諸対策を強力に推進していこうということでございます。

また、県民に対する身近な犯罪情報や地域安全情報の提供など、積極的な広報啓発活動を推進するとともに、県内各地で防犯ボランティア団体による活発な活動が進められているなど、みずから地域安全活動の一翼を担おうとする機運が醸成されつつありますことから、これらの団体等に対する自主防犯活動への支援と連携を強化して、安全で安心なまちづくりを着実に推進していこうというものでございます。

次に、2つ目の交通死亡事故の抑止と交通秩 序の確立についてでございます。

昨年中の交通事故につきましては、積極的な

交通指導取り締まりや交通マナー等の広報啓発活動等によりまして、発生件数は9,820件、死者数は80人と、いずれも前年に比べまして減少いたしましたが、人口10万人当たりの交通死者数で見ますと、宮崎県はいまだ全国的に高い水準で推移しており、さらに死者数に占める高齢者の割合が高いことから、高齢死者を減少させるなどの交通事故防止対策を推進することが重要と考えております。

そこで、本年は、県民の交通ルール・マナーの向上と交通死者数70人以下を目指すことといたしまして、高齢者の交通事故防止対策を最重点とした参加・体験型の交通安全教育や「お年寄りにやさしい運転3S(スリーエス)運動」を初めとした「交通死亡事故抑止"チャレンジ70・5S"(ナナジュー・ゴーエス)プラン」を作成し、今推進しようとしているところでございます。

また、昨年は、飲酒運転等の厳罰化を道交法の中で行いました。それに加えて本年は、後部座席シートベルトの着用義務化であるとか、また自転車利用者に対する新たな規定整備などが図られた改正道路交通法、これが施行されることとなっております。このような施行を受けた新たな交通秩序の確立も図ってまいろうということでございます。

次に、3点目の重要犯罪等の徹底検挙と組織 犯罪の封圧についてでございます。

昨年中は、緻密かつ適正な捜査を推進して、 延岡市内などで発生したコンビニ強盗などの犯 人を早期検挙するなどとともに、重要凶悪犯罪 の解決を図ってきたところであります。本年も、 県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強 盗などの重要犯罪や侵入窃盗などを徹底的に検 挙していく所存でございます。 また、暴力団などの組織犯罪に対しましては、 昨年中、日南市内で発生しました行政対象暴力 事件などのように、違法な資金獲得活動に着目 した犯罪を検挙してきたところでございます。 本年も、暴力団などの犯罪組織の壊滅に向けて、 違法な資金源活動を封圧するための資金源対策 の推進や、住民生活を脅かす銃器犯罪を防止す るためのけん銃等の摘発、また薬物犯罪などの 組織犯罪の徹底検挙を図っていきたいというふ うに考えているところでございます。

これらを推進するに当たりましては、各種捜査支援システムの積極的かつ有効な活用とともに、DNA鑑定や鑑識活動などを行いまして、科学捜査を推進することによって検挙率の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、テロの未然防止と災害等重大事案対策 の推進についてでございます。

本年7月に開催されます北海道洞爺湖サミットに伴う警備諸対策の推進は、全国警察が総力を挙げて取り組むべき当面の最重要課題でございます。

このサミットの開催に合わせて、テロの発生は予断を許さない情勢でありますことから、テロ関連情報の収集、公共交通機関等に対する警戒警備を強化するとともに、関係機関・団体との緊密な連携を図り、テロの未然防止を図ることとしたいと思っています。

また、台風、竜巻などの風水害、地震などの 突発災害発生時には、迅速・的確な対応ができ るよう、具体的な事案の発生を想定した「災害 装備資機材取扱競技大会」などの実戦的な訓練 を計画的に実施するなどしており、各部門が一 体となった警備体制の確立に向け、諸活動を推 進することといたしております。 次に、犯罪被害者支援の推進でございます。

犯罪被害者支援につきましては、社会全体で 支援していくという機運の醸成を図ることが何 よりも、治安再生という観点からも重要である と考えております。

本年は、こういった観点も踏まえまして、関係機関や民間団体とのさらなる連携を図りながら、きめ細やかで充実した犯罪被害者支援の推進に引き続き努めてまいりたいと考えております。

特に本年は、犯罪被害者等給付金の最高額を 自賠責保険並みに引き上げ、犯罪被害の早期軽 減に配慮した措置を強化する「犯罪被害者等給 付金の支給に関する法律」の改正案が今国会で 審議される予定となっております。

この法案が成立した後には、新たな制度のもとでも、引き続き適正かつ迅速な支援、支給というものを行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、少年の健全育成と非行防止について でございます。

関係機関や地域住民との連携による街頭補導活動などの非行防止対策を進めてきております本県における刑法犯少年の検挙人員は、2年連続で減少してきております。

新みやざき創造計画の戦略にも掲げられていますとおり、地域安全対策を推進する上で、少年の非行を防止し、その健全育成を図ることは、安全で安心な暮らしを確保する上でも、極めて重要な課題でございます。

これを推し進めるため、本年もスクールサポーターの活用や少年サポートセンターの効果的な 運用を初め、学校や少年警察ボランティアなど の関係団体との連携強化、携帯電話のフィルタ リングの普及啓発活動による有害環境の浄化な ど、少年非行防止の諸対策を強力に推進すると ともに、児童買春などの福祉犯の取り締まりや 適正な少年事件捜査を推進していくことといた しております。

以上、平成20年の運営方針、運営重点について御説明申し上げました。本年も県民の負託にこたえるべく、大量退職期を迎えまして、警察官の世代交代がますます進んできますけれども、適切な技能伝承を図りながら、精強な第一線警察を引き続き構築し、各種の警察活動を積極的に展開したいと思っております。この点、何とぞ十分御理解、御支援のほどをよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。 〇太田委員長 執行部の説明が終了いたしまし

まず、議案についての質疑を受けたいと思います。議案についての質疑はありませんでしょうか。

○福田委員 自動車保管場所証明に関する手続をちょっと教えてほしいんですが、私どもが自動車を購入しますと、ディーラーがそういう手続に入るわけであります。毎回毎回更新時にそれをやるんですが、そのシステムをちょっと教えてほしいんですが。どこに委託して、どういう流れでいくのか。

○柄本交通部長 自動車保管場所の関係でございますけれども、これは今、宮崎県自家用自動車協会というところに、保管場所の調査とそのデータの入力業務を委託しております。車を購入された場合に、保管場所を申請していただきますけれども、果たして実際そういう保管場所があるかどうか、現場に行きまして、そこの調査をやりまして、間違いなく保管場所として適切なスペースがあると、車庫とかあるいは駐車場とか、そこ辺の現場の調査をいたしまして、

た。

それで間違いないということで入力をするということでございます。そういうシステムでございます。

○福田委員 そこで、標準的に小型乗用車を購入した場合、ディーラーに代行されますから、販売店協会、お支払いするお金と、それと県から事務委託の助成金、両方受けて自動車販売店協会が仕事をしているわけですね。その場合、小型自動車でいわゆる自動車の購入者が払う金額だけでは販売店協会が運営できないから事務手数料をもらうと、そういうことになるんですか。その比率はどうなっているんでしょうか。受益者負担と県が出しているやつとの比率は、販売店協会の経費は。

○柄本交通部長 この委託料は、保管場所調査、 現場の調査ですね、これは1件につき1,230円で ございます。それから、データの入力業務、こ れを1件につき217円という単価契約でございま して、その実績に応じて、自家用自動車協会の ほうに委託料を支払うということでございます。 ○福田委員 これは、県から流れる金がこの2 つで、あとは受益者が負担をされていると。 ディーラーが証明代行料というのを取りますよ ね。取りませんか。取るんですよ。だから、ど うなっているのかなと思って。現実には、ディー ラーが販売した時点で、車庫証明事務代行手数 料、これを幾らですかね、1万円ぐらいかな、 かなり高いな。ありますよね。そういうのがあ るんですよ。だから、どういう兼ね合いで運営 されているかなと思って、ちょっと私が不案内 だったものですから質問したんですが。

〇柄本交通部長 ちょっと私、そこは余りよく わからないんですが。

○橋本警務部長 先ほど交通部長が申し上げた 自動車協会に対する単価契約でございますが、 これは何をしているかといいますと、自動車保管場所証明書の発行であるとか入力作業というものは、本来警察がやるべき事務でございますけれども、それを警察の内部でやるのではなくてアウトソーシングをしましょうと、要は外部委託しているものであるということでございます。一方で、恐らく自動車の購入者が買ったときに払うお金というのは、そのお金に加えて、いわゆる販売店が車庫証明をとるのに必要な手数料を取っているということでございまして、そこはある意味、今回の予算とは少し切り離れた、要は手続代行手数料だということで御理解いただければというふうに思っております。

○福田委員 よくわかるんですよ。だから、それをセットになって販売店協会が代行しているわけですね。その金額がリーズナブルでなくてはいけないわけですね。県のほうからこういう代行手数料を払っているわけですから。その辺をちょっとお聞きしたんです。内容、システムはわかりました。

〇宮原委員 427ページの警察本部費の中の運営 費の中の6番で、警察業務電算化推進事業経費 で996万8,000円が入札残ということのようなん ですが、実際これは幾らで落札されたものなん ですか。

〇中原会計課長 ちょっと今、資料を出します ので、しばらくお時間をいただきたいと思いま す。

○宮原委員 続いていいですか。今度は次のページ、428ページの装備費の中のヘリコプター運用 経費ということで、115万円が減額ということに なるんですが、先ほどの説明では、整備中の間 に代替機をリースで借りてという説明のようで したが、これは整備の期間が例えば長いとか短

い、そのときの整備の期間にもよると思うんで すけど、常に代替機は必ず準備しておくものな んでしょうか。

〇中原会計課長 ヘリコプターは、法定で100時間、300時間、600時間、1,200時間、1,500時間というふうに整備が決められております。委員おっしゃるように、その300とか600時間の点検の種類によって当然点検に出しておく期間は変わってまいります。時間数が多くなればなるほど期間が長くなるんですけれども、その期間中に代替機、これをリースしておるというのが現状でございます。

○宮原委員 ちなみに、入札でと先ほど話があったようですけど、代替機をリースする場合もやっぱり入札でやるんですか。

〇中原会計課長 入札でやっております。

○宮原委員 あと、今回の、何百時間の整備だったかわかりませんけど、大体そのリース料、入札でですけど、金額で幾らぐらいするものなんですか。

○橋本警務部長 600時間点検ということでございまして、かなり中程度の整備を行う期間があったということでございます。ちょっと点検期間ははっきりいたしませんが、何日間、定期整備にかかったかという時間は、ちょっと私、手元にございませんけれども、少なくとも予算額といたしましては、今回は3,550万1,000円の予算額を組んでおりました。それに対しまして、執行額といたしましては3,435万1,000円ということでございまして、その部分の差額115万円を入札残として計上したということでございます。

○中原会計課長 今の部長の説明で、ちょっと 補足させていただきますけれども、委員の御質 問は、リース機のそのリース代だけという話だ と思っておりますが、リース代だけでございま したら407万4,000円ということで、予算としては522万4,000円で、もう少し大きい予算をかけておったんですけれども、入札・落札したのが407万4,000円でございます。

○宮原委員 次に、運転免許費のところで、道路交通法に伴う講習体制整備事業費で、高齢者の講習が見込みより少なかったということで1,400万の減額ですが、見込み数と実数はどうなっているんでしょうか。

○柄本交通部長 当初の見込みが2万3,300人で 当初予算を立てておりました。実績見込みがマ イナス2,414人ということで、実績見込みが2 万886人ということでございます。

○宮原委員 この講習は高齢者向けということ でしたが、当然免許の更新のときに、何かまた これを受けられていない方というのは、更新が きかないとか何かのペナルティーがあるんです か。

○柄本交通部長 70歳以上の方が必ず受けなければならない高齢者の更新時の高齢者講習です。 これを受けていないと、免許の更新ができないということです。

○中原会計課長 先ほどの宮原委員の御質問ですけれども、警察業務電算化推進事業の中で450万の入札残、あるいはリース機、LAN機器の端末のリース料の450万の入札残が出ておるということでございますけれども、パソコンの借り上げ代が大体3億700万ぐらいの予算をとっておりまして、そのうち実際入札・落札したのが3億200万ぐらいということで、大体500万近く、450万ぐらいの差額が出たということでございます。それから、回線使用料につきましては、使ったほどでございますので、使った分で450万ぐらい安くなったということでございます。

〇太田委員長 ほかにはありませんでしょうか。

2つだけ聞かせていただきます。427ページの 警察本部費の職員費のところの説明がありましたが、1月1日に在籍した者で一応出さざるを 得ないと、組み方は。ただし、3月31日に退職 して若い職員が入るから、どうしてもこういう 差が出るということでありました。それぐらい ある程度はっきりわかっているから、1月1日 の在籍で見るのではなくて、見込みで3月31日 には退職されるということで、最初から見込む ということはできないんでしょうか。これは技 術的な問題かもしれませんが、やっぱり1月1 日でないといけないとかいうのがあるんでしょうか。

○中原会計課長 今、委員長御指摘のとおりなんでございますけれども、これは全庁的にやっておる仕組みでございまして、当警察本部だけというわけにはいかないと思うんですけれども、財政当局ともそういうふうにして調整をしております。ほかの部局についても、1月1日の事業で予算を組み立てるという仕組みになっております。御理解をいただきたいと思います。

○太田委員長 一応予測ですから、そういうものなのかなとちょっと思いました。ある程度正確なもので残をまた有効に使うという意味では、そういうやり方を宮崎県としてやっているのかなというのは思いました。

もう一つは、429ページの一般活動費の中で、 警察官の職務に協力援助した者の災害給付金と いうことでの説明がありました。これでは、山 岳とか海の遭難ということで、献身的に協力さ れた方で災害を受けた方に対して、法律に基づ いて支払うというふうにお聞きしましたが、例 えば、列車等で子供がプラットホームから落ち たということで、思わず飛び込んで命を落とし たりする人もおるわけですが、そういう事故に 対しても何か支払われるものであるのか。山岳 とか海とか、ああいった特定されているものな のか、どうなんでしょうか。

○椎葉警務部参事官 その支払いの要件でございますけれども、ポイントは、その事件とか事案に何ら関係のない者が、正義感とか、それから身の危険を顧みずにその救助行為を行ったということでございます。例えば仮の話で、ホームに飛び込んだ人に、その関係のある人がやってもこれはだめなので、全く関係のない人がそういう危険を顧みずにやったということになりますと、この法律の援助行為としてとらえて補償金が支払われるという仕組みになってございます。以上です。

〇太田委員長 わかりました。

ほかにはいいでしょうか。なければ、議案については終わります。

次に、その他の報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○野辺委員 運営重点の中に、テロの未然防止 というのがありますよね。これは先ほどの説明 で、洞爺湖サミットを目指してのテロの未然防 止ということだと思うんですが、例えば県内で これに関してどういうことが想定されるんで しょうか。

○谷口警備部長 サミット対策については、現在もさまざまな対策をとっているところであります。県内でテロとして予想される事案というのは、例えば何らかの用事があって宮崎県に、要人、サミットに関連する人が立ち寄られたとした場合に、その命がねらわれたりすることも考えられます。それから、人の身体だけではなくて、サイバーテロといいまして例えばコンピューター関係のシステムを破壊する行為であるとか、そういうのも考えられます。それから、

外国では、列車爆破事件もありましたし、航空 機に爆発物を仕掛けるというようなことも考え られます。いろんなことを予想して、今対策を とっているところでございます。以上でありま す。

○野辺委員 実際、7月でしたかね、例えば県警察にも警備に対しての要請とかは来ているんでしょうか。

○谷口警備部長 そのサミットの本体は7月に 行われますけれども、サミットに関連する会議 というのは3月から全国各地で行われます。そ のために、大量の警備の警察官が必要というこ とで、本県警察にも応援要請が来るというふう に予想しております。それは一般の警備部隊の ほかに、要人の警護の人であるとか、交通対策 であるとか、さまざまな分野で応援が来るとは 思っておりますけど、今のところ、どの程度来 るかというのは決まっておりません。以上であ ります。

○野辺委員 ただ、その未然防止のために、例 えばそういう要請があったときの訓練とか、そ ういうのはこれに入ってないわけですか。

○谷口警備部長 このテロの未然防止の中には、 当然その派遣する人たちの任務に応じた訓練と いうのも入っております。

〇太田委員長 ほかにありませんか。

それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時57分再開

〇太田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議 案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 改めまして、おはようございま す。教育委員会でございます。よろしくお願い いたします。

それでは、早速でございますが、説明に入らせていただきたいと思います。

今回、本定例会に提出いたしております議案は、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」であります。

文教警察企業常任委員会資料の1ページをご らんいただきたいと思います。

1ページは、教育委員会所管の一般会計予算につきまして、表の下から4段目の補正額を見ていただきたいと思いますが、12億6,095万7,000円の減額補正を行っております。その結果、教育委員会の一般会計予算額につきましては、同じ段の右側から2番目になりますが、1,148億7,736万円となります。

減額の主な理由といたしましては、埋蔵文化 財調査費の受託決定に伴う執行残等によるもの であります。

次に、その他の報告事項についてであります。 本日は、「本県の国公立大学への進学率について」、「生涯学習振興ビジョンの策定について」 の2件の報告を予定いたしております。

詳細につきましては、引き続き担当課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○梅原総務課長 それでは、総務課の2月補正 予算について御説明を申し上げます。

資料は変わりまして、「平成19年度2月補正歳

出予算説明資料」をお願いします。総務課のインデックスのところ、369ページをごらんください。

今回の補正は、一般会計予算7,420万3,000円 の減額補正をお願いいたしております。この結 果、補正後の額は、右から3番目の欄にありま すように、33億1,756万8,000円となります。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説 明を申し上げます。

371ページをごらんください。

まず、中ほど、(目)事務局費、(事項)職員 費でございます。7,115万9,000円の減額でござ います。これは、新設の県立学校、宮崎西高等 学校附属中開設準備委員会の終了等に伴い、本 事業で予算措置を行います教育委員会事務局職 員が減員となったこと等によるものでございま す。

次に、その下の段、(事項) 一般運営費1,073 万8,000円の減額であります。これは事務局本庁 及び教育事務所の運営に要する事務費等の執行 残によるものでございます。

次に、372ページをお願いいたします。

下から4段目でございます。(事項)教育研修センター費452万3,000円の減額でございます。これは、教育研修センターの運営に要する事務費等の執行残によるものでございます。

次に、その下の段、(目) 社会教育総務費、及び次のページにございます(事項)職員費でございますが、2,509万円の減額であります。これは、本事項で予算措置を行います教育委員会の社会教育関係事務局職員が減員となったこと等によるものでございます。

その下の(目)保健体育総務費、(事項)職員 費でございますが、4,182万2,000円の増額補正 をお願いいたしております。これは、全国スポー ツ・レクリエーション祭の準備に伴いまして、 本事項で予算措置を行います教育委員会の事務 局職員が増員となったこと等によるものでござ います。

総務課は以上でございます。

○靍田財務福利課長 それでは、財務福利課の ほうから御説明を申し上げたいと思います。

同じ資料になります。同じ資料の財務福利課のところ、ページで申しますと375ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計で4億8,366万4,000 円の減額をお願いいたしております。なお、補 正後の予算額は、右から3列目にありますとお り、77億5,565万7,000円となります。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説 明申し上げます。

377ページをお願いします。

中ほどにございます(事項)維持管理費が1,112 万2,000円の減額でございます。これは、県立学 校施設の営繕工事にかかわる設計委託料の入札 残や火災保険料などの執行残でございます。

その下の県立学校耐震対策事業費が8,321 万7,000円の減額でございます。これは、耐震補 強工事における設計委託料や工事費の入札残で ございます。

378ページをお開きください。

一番上の育英事業費が3,559万3,000円の減額でございます。これは、貸与予定者が他の奨学金、これを受けることによる辞退、あるいは中途退学などに伴う執行残でございます。なお、本年度申請者のうち採用基準を満たす方につきましては、全員に貸与したところでございます。

3つ下の教職員住宅費、これが3,159万5,000 円の減額でございます。これは、教職員住宅の 解体工事、これにかかわる設計委託料及び工事 費の入札残でございます。

379ページをごらんください。

最初の教職員福利厚生費でございますが、2,112万5,000円の減額でございます。これは、県立学校職員等の健康診断経費あるいは宮崎県教職員互助会への補助金などの執行残でございます。

次に、2つ下の恩給及び退職年金費、これが2,963万5,000円の減額でございます。これは、 恩給等の受給者が亡くなることによって減少したことに伴う執行残でございます。

それから、一番下の一般運営費、高等学校分でございますけれども、7,827万1,000円の減額でございます。これは、県立高等学校等の維持管理に要する経費のうち、特に電力料金、これを本年度から入札を行うことによりまして節約が発生した、そういうものの理由によるものでございます。

380ページをお開きください。

最初の海洋高校実習船費が1,364万9,000円の 減額でございます。これは、実習船「進洋丸」 の船体保険料が無事故だったために不用になっ たなどの理由によるものでございます。

381ページをごらんください。

中ほどにございますように、一般運営費の養護学校分でございますけれども、1,630万5,000円の減額をお願いしております。これは、養護学校のスクールバスの運行委託の入札残、あるいは先ほど御説明しました電力入札、そういうことに伴う理由によるものでございます。

次の就学奨励費、これで3,000万円の減額をお願いしておりますけれども、これは養護学校における児童生徒の給食費などの就学奨励に伴う執行残でございます。

382ページをお願いいたしたいと思います。

上から2つ目の県立学校運動場整備費が1,794 万円の減額でございます。これは、佐土原高校 などの運動場整備にかかわる設計委託料や工事 費の入札残でございます。

次の県立学校体育施設整備費、これにおきまして1,298万2,000円の減額をお願いしております。これは、宮崎養護学校のプール、それから宮崎工業高校の武道場改修にかかわる設計委託あるいは工事費の入札残によるものでございます。

それから、一番下にございます文教施設災害復旧費、これにおきまして6,717万円の減額でございます。これは本年度、災害発生に伴う校舎等の被害が少なかったことによるものでございます。

次に、別冊になりますけれども、平成20年2月定例県議会提出議案(平成19年度補正分)をごらんいただきたいと思います。これの11ページをお願いしたいと思います。

中ほどにございますように、教育費、教育総務費、県立学校耐震対策事業、これにおきまして1億1,089万6,000円の繰越明許費がございますけれども、これは宮崎養護学校の耐震補強工事におきまして、国の予算内示が1月30日になされたために、工期が不足することから繰り越すものでございます。なお、本年12月末までには、工事は完了する予定でございます。

財務福利課関係は以上でございます。

〇飛田学校政策課長 先ほどの厚い資料、歳出 予算説明資料の385ページをお願いいたします。

学校政策課関係の補正予算について説明させていただきます。

学校政策課の補正予算といたしましては、一般会計で2億107万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番

目でございますが、19億7,455万4,000円となります。

それでは、その主なものについて説明させて いただきます。387ページをお開きください。

まず、中ほどの県立高等学校再編整備費の9,385万8,000円の減額であります。このうち説明欄の1の西諸県地区総合制専門高校設置事業が7,673万8,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校再編整備計画に基づき、西諸県地区の専門高校3校を総合制専門高校として再編整備するものでありますが、新校舎建設費の執行残でございます。

次に、388ページをお開きください。

一番上、(事項) 指導者養成費の4,200万9,000 円の減額でございますが、説明欄の6、初任者 研修事業の1,129万円の減額は、新規採用の職員 が教育研修センター等、校外の研修で不在とな る期間に、その補充として配置する非常勤講師 の報酬や旅費の執行残でございます。

次の7、国際理解教育推進事業の1,780万8,000 円の減額は、県立学校等に配置しております外 国語指導助手、ALTと言っておりますが、A LTの報酬と来日や帰国に要する旅費等の執行 残でございます。

次に、390ページをお開きください。

(事項)学校安全推進費の3,842万7,000円の減額でございます。このうち説明欄の4、日本スポーツ振興センター共済事業の3,702万1,000円の減額でございますが、これは県立学校に通学する児童生徒が、学校管理下でのけが、疾病等の医療費を保証するための共済掛金と給付金でありまして、当初予定していた生徒のけが等に対する給付金等が当初見込みを下回ったために減額補正するものでございます。

補正予算の主なものは以上でございます。

続きまして、文教警察企業常任委員会資料の 2ページをお願いいたします。

本県の国公立大学への進学率についてでございますが、このことについては一般質問でも質問がありましたが、資料に基づき改めて説明をさせていただきます。

資料の左上の表をごらんください。

表の表題にあります、本県高校卒業生の国公立大学入学者数及び進学率の全国比較でございます。この表は、平成19年度大学入試における結果を示しており、表の一番上にありますように、表には高校卒業者数、国公立大学入学者数、その2つから計算した国公立大学への進学率、そして進学率の全国順位を示しております。

宮崎県は、高校卒業者数1万2,263人に対して、 国公立大学入学者数が1,983人、国公立大学への 進学率は16.2%であります。この進学率の全国 平均は11.1%で、本県は全国を5.1ポイント上 回っておりまして、全国で11位であり、九州で は、ここには示しておりませんが、2位でござ います。この結果を見ますと、高校の職員のき め細かな指導により、多くの高校生が確かな学 力を身につけて、進路目標を実現しているもの ではないかと考えているところであります。

なお、この資料は、文部科学省作成の学校基本調査報告書を使いまして、県教育委員会で作成したものでございます。

次に、その下の参考の欄をごらんください。 大学入試センター試験の結果として先日報道 がありましたが、その全国順位について説明を させていただきたいと思います。

先日の報道の趣旨は、宮崎県はセンター試験 の全国順位が低く、高校生の学力は低いのでは ないかというものでございました。報道された 全国順位は、中ほどの(1)にありますように、 各県の大学受験者全体の学力を反映したものではないと考えております。報道されたデータは、 国の関係機関であります大学入試センターが発表したものではなく、数社の大手予備校等がそれぞれ独自に集計したものの一つであります。 しかも、次の①から③をすべて満たしたデータの集計結果でございます。

① 大学受験希望者のうち大学入試センター試験を受験し、② 自己採点の結果を大手予備校等に任意で提出した者のうち、③ 英数国社理の5教科7科目のデータを提出した国公立大学等の志願者のみのデータでありまして、米印に示しますように、大学入試センター試験は、私立大学等の求める3教科あるいは2教科——3教科で言えば英語、数学、理科というようなことになりますが——で受験する者も多くおりますが、その3教科等のデータは予備校のデータには反映いたしておりません。

模式図をもとに補足をさせていただきます。 右ページの3ページ、資料I、順位づけに使

われたデータのイメージ図をごらんください。

実は、順位づけに使われたデータは受験者の 一部のデータのみで、この図の中ほどの少し下 になりますが、網のかかったGの部分、5 教科 受験者のデータだけが使われております。

図の説明をさせていただきます。図のアルファベットAの四角で示す集団が高校3年生全体でございます。それから、進学希望者がCの四角で示す集団でありまして、左の部分が高校3年生現役、それから右のDの四角の部分が過年度卒者、すなわち浪人を示しております。全国順位算出に使われたデータというのは、Cの四角の進学希望者のうちで、Eの四角で示しますセンター試験を受験した者のうちで、この受験した者で予備校にデータを提出した者と提出して

ない者がおるわけですが、そのEのうちで、さらにFの四角の大手予備校へデータを提出した者のうちで、さらに5教科を受験した、網かけのGの四角で示す集団のみを使って順位を出しているということでございます。センター試験を受けても、3教科型等の受験生や予備校にデータを提出しなかった者は、データに含まれないということになります。したがって、この図にありますよう、業者が各県の順位づけに使ったデータは、受験者の一部の者だけの学力を示していることになります。

資料にはございませんが、少し補足をさせて いただきます。国の外郭機関である大学入試セ ンターは、全受験生の平均点とか受験者を示す だけで、各県ごとのデータとか大学ごとのデー タとか個人のデータは一切公表いたしておりま せん。そこで、数社の大手予備校等が受験者に サービスをするため、それぞれ独自に任意にデー タを収集しているということでございます。受 験者は、自分の得点、自分で自己採点した得点 でありますが、その得点で希望する大学に合格 できる可能性がどれくらいあるかということを その業者のデータから知るわけです。そこで、 予備校からそのサービスを受けるために、希望 する者が任意に自己採点のデータを希望する予 備校等に出すということです。受験生は、その 予備校等から返ってきたデータを見て、合格可 能性等を検討しながら、じゃ宮崎大学に出そう か、どこに出そうかというふうなことをやって おるわけです。

このように、このデータというのは、個人が 提出した個人成績の積み重ねであり、極めて取 り扱いには慎重を期するものでありまして、一 般には公表されているものではありません。

左の2ページに戻っていただき、(2)をごら

んください。大手予備校等に提出されるデータが都道府県ごとに大きく異なっており、都道府 県比較をすることは困難であるということについて表で説明させていただきます。

下の表をごらんください。

網かけの宮崎県と右端のX都道府県、このX都道府県は、センター試験の平均点が全国上位にある、ある都会の都道府県で、その2つの比較であります。

表の①の過年度卒者、浪人の割合を比較しますと、宮崎県の浪人が全体の14.5%の割合であるのに対し、X都道府県は26.5%でありまして、ここでは4分の1を浪人で占めております。センター試験の平均点がわかっておりますが、浪人は現役よりかなり高得点でございます。力があります。

それから、②は大手予備校等へデータを提出した割合ですが、この表の大手予備校へは、本県からセンター試験受験者のうち80%もがデータを提出しております。それに対してX都道府県の提出率は、全体の半分程度の56.3%でございます。大きな差がございます。

③は、そのデータ提出者のうち、国公立大学 受験型である5教科の受験者の割合を比較した ものです。本県が5教科型が91.0%であるのに 対して、X都道府県は本県の3分の1程度の33 %であります。ここにも大きな差がございます。

このように都市部は国公立大学受験型が少ないわけですが、その理由は、例えば東京都をイメージしていただくと、国立大学というのは、東京大学とか一橋大学とかあるいは東京工業大学というような大学がイメージされると思いますが、このような大学に合格するには極めて高い学力が必要でございます。また、都市部には、自宅から通える私立大学が多くあるというよう

なことも背景ではないかと考えております。

このようなことから、都会の都道府県等では、センター試験の受験者で国公立型の5教科の受験をするのは受験者のごく一部に限られておりまして、難関大学を目指せるような高い受験学力を持つ者の割合が多い、しかも浪人、力のある浪人も多いということが言えます。

この状況を図示してみたのが右側の資料Ⅱで ございます。 3ページの資料Ⅱをごらんくださ い。「全国順位算出に使われたデータ」の地域特 性のイメージ図であります。

この図では、横軸に進学希望者数、縦軸に得 点分布を示しており、外側の大きな山で受験者 全体の得点分布を示させていただきました。ま た、図で黒く塗りつぶした部分が全国順位算出 に使われた5教科受験者のデータのイメージで ございますが、左右の図、すなわち宮崎県等と 都市部の都道府県等を比較いただくと、宮崎県 等のほうは、全体に占める全国順位算出に使わ れた5教科の受験者、すなわち黒塗りの部分が かなり多いことがわかっていただけると思いま す。一方、右側の都市部の都道府県では、全国 順位算出に使われた5教科の割合は全体として 少なく、しかも難関大学等が集中していること から、高得点の割合が多く、平均点も高いこと がわかります。このような条件の違いから、図 に示しますように、宮崎県等の平均点と都市部 の都道府県の平均点では、かなり差が生じると いうことになります。

このように、報道されたセンター試験の自己 採点のデータの全国順位は、各県ごとにさまざ まな条件の違いがありまして、各県の順位を比 較できるものではないと考えております。また、 高校では、小中学校の全国学力・学習状況調査 のような全国統一の学力調査もありませんので、 高校生の学力を直接全国と比較するデータはご ざいません。

しかしながら、本日最初に説明させていただきました国公立大学進学率の高さ等から判断しますと、本県の高校生の多くが進路目標を実現できる学力を有していると考えております。また、このように国公立大学へ多くの進路実現ができているということは、保護者の負担軽減、そういうことにもつながっているものと考えているところであります。今後とも、本県のすべての子供たちの進路実現ができるよう学力向上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

〇有馬特別支援教育室長 特別支援教育室の補 正予算につきまして御説明いたします。

再度、歳出予算説明資料にお戻りください。 391ページをお開きください。

特別支援教育室の補正予算といたしましては、一般会計で2,365万円の減額補正でありまして、補正後の額は右から3番目の枠でございますが、2億3,426万2,000円となります。

それでは、その主なものについて御説明いた しますので、393ページをお開きください。

中ほどの(事項)県立盲聾養護学校再編整備 事業でありますが、493万2,000円の減額を行う ものであります。これは、高千穂高校の余裕教 室を活用して、延岡養護学校の分校を設置する ものでございますが、その校舎改築工事費の執 行残でございます。

下のほうになりますが、次の(事項)特別支援教育振興費1,388万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、次の394ページをお開きください。一番下の12番、養護学校スクールバス整備事業の677万3,000円の減額でございます。これは、保護者の負担軽減と障がいのあ

る子供たちの通学の安全の観点から、延岡南養 護学校にスクールバスを導入したものでござい ますが、その運行に要する委託費の執行残等で ございます。そのほかの事業につきましては、 いずれも事務費等の執行残に伴うものでござい ます。

特別支援教育室は以上でございます。

○堀野教職員課長 教職員課の補正予算につき まして御説明申し上げます。

同じ資料の教職員課のインデックスのところ、395ページをお開きください。

一般会計で1億2,705万2,000円の増額補正を お願いしております。補正後の額は、右から3 番目の欄でございますけれども、990億7,961 万5,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたしま す。397ページをお開きください。

下から2番目の(事項)免許事務費でござい ます。1,769万8,000円の増額補正をお願いして おります。理由といたしましては、説明の欄の 2の新規事業、免許管理システム開発事業 の1,800万円でございます。これは、平成21年度 から導入予定の教員免許更新制を円滑に運用す るため、全国の教員免許情報を一括で管理する 教員免許管理システムを他の都道府県と共同で 開発するとともに、そのシステムに本県の免許 データを入力するための経費であります。この 免許管理システムの開発に相当の期間がかかる ことに加え、データの入力確認作業とそのシス テムの試験運用が必要となることから、国にお いて2月の補正で予算化されたもので、今回、 国の全額補助により、補正予算で対応すること が必要となったものであります。

次の(事項)退職手当費でございますが、勧 奨退職予定者が当初の見込みより34名増加した ことなどに伴いまして、8億9,202万6,000円の 増額補正をお願いしております。

次のページをお開きください。

最初の事項になります。小学校費の(事項) 職員費でございます。3億1,312万6,000円の減額補正をお願いしております。これは主に当初予算編成において、職員費につきましては前年1月1日現在の職員給与等をもとに積算を行っておりますことから、執行額との差額について減額補正を行うものであります。

同様の理由でございますけれども、中ほどの 上から3番目の事項、中学校費の職員費1 億1,834万円の減額、一番下の事項、高等学校費 の職員費1億4,433万2,000円の減額、次のペー ジになりますけれども、上から2番目の事項、 盲ろう学校費の職員費4,618万1,000円の減額、 下から2番目の事項、養護学校費の職員費1 億1,122万円の減額をお願いしております。

次に、平成20年2月定例県議会提出議案(平成19年度補正分)の11ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの教育費、教育総務費、免許管理システム開発事業の繰越明許費1,800万円であります。内容につきましては、先ほど説明したとおりでございますけれども、免許管理システム開発等に相当な期間が必要となりますことから、繰越明許をお願いするものであります。以上でございます。

○勢井生涯学習課長 それでは、生涯学習課の2月補正予算について御説明いたします。

資料につきましては、先ほどの分厚い歳出予算説明資料をごらんください。生涯学習課のインデックスのところ、401ページをお開きください。

一般会計予算で4,738万3,000円の減額補正を

お願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、5億8,099万円であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。ページをめくっていただきまして、403ページをお開きください。

まず、上の表の4段目でございますが、社会 教育総務費でございます。

最初の(事項)社会教育振興費は、184万2,000 円の減額をお願いしております。これは、1の 社会教育主事等研修などの執行残によるもので ございます。

次に、その下の(事項)成人青少年教育費につきましては、701万8,000円の減額となっております。その主なものでございますが、1の放課後子ども教室推進事業、それから3の豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業、これらの市町村補助金の交付決定に伴う執行残でございます。

次に、一番下の(事項)家庭教育振興費でございますが、147万5,000円の減額でございます。 これは、1の(1)親子ふれあい絵本事業などの執行残によるものでございます。

次に、404ページをお願いいたします。

一番上の(事項)生涯学習基盤整備事業費で ございますが、404万7,000円の減額でございま す。これは、3にございます生涯学習環境の整 備などに要する経費の執行残によるものでござ います。

それから、中ほどからやや下にございます (目) 図書館費でございますが、総額で918 万6,000円の減額でございます。その主なものといたしましては、(事項) 図書館費にございます 図書館運営に要する経費、あるいはその次の(事項) 奉仕活動推進費の5にございますが、図書

館情報システムセキュリティ強化対策事業、これにつきましては、一部業務用の端末機器の更新を見送ったことによるものでございます。こういったものの執行残によるものでございます。

次に、405ページをお願いいたします。

上のほうの(目)美術館費につきましては、 総額で2,372万3,000円の減額でございます。そ の主なものは、(事項)美術館費における美術館 運営に要する経費の執行残や、次の(事項)美 術館普及活動事業費の3の特別展費の執行残に よるものでございます。

補正予算関係については以上でございます。 続きまして、その他の報告事項といたしまして、文教警察企業常任委員会資料のほうをごらんください。別冊でございますが、資料の4ページでございます。

「生涯学習振興ビジョンの策定」につきまして説明させていただきます。

まず、ビジョン策定の背景でございます。

(1)にございますように、平成18年12月に 教育基本法の改正がございまして、さらに、そ の中で規定されております「教育振興基本計画」 の策定、あるいは(2)にございますように、 中央教育審議会によります「新しい時代を切り 拓く生涯学習の振興方策について」の審議や答 申など、こういった最近の国の教育をめぐる動 向を踏まえまして、本県におきましても時代の ニーズに対応した宮崎県独自の生涯学習の振興 方策を明らかにする必要がありますことから、 このビジョンを策定するものでございます。

この策定に当たりましては、中ほどの枠囲みにございますように、今後の生涯学習の振興に関しまして、県民等への意識調査の実施、あるいは県生涯学習審議会への諮問並びにその答申、それから関係部局によります実務担当者による

全庁的なワーキング会議、そこでの検討、そしてビジョンの素案に対しまして県民からのパブリックコメントの公募、こういった手続を進めてきているところでございます。

次に、このビジョンの概要でございますが、 2のほうをごらんください。

まず、「基本方向」でございます。これは、おおむね10年間の長期的な視点から、今後の生涯 学習推進の考え方を明示したものでございます。

それから、(2)「施策展開」につきましては、 今後3年間の中期的な視点から、施策推進の方 向性を示したものでございます。

ビジョンにつきましては、この「基本方向」 と「施策展開」の2部で構成することとしてお ります。

次に、5ページのほうをごらんください。

「施策展開」について詳しく表にしたものでございます。今回取り上げております施策につきましては、そこの基本方策をごらんいただきますとわかりますように、生涯学習の推進や社会教育の充実など6つの基本方策について、次の方向づけでございますが、生涯学習推進体制の整備あるいは社会教育推進体制の充実など、16の施策の方向づけを行っており、それぞれにつきまして、それに関連する44の関連施策を設けております。このそれぞれにつきまして、現状と課題、取り組みの実際、今後の施策の方向といったものを取りまとめているところでございます。

なお、この振興ビジョンにつきましては、先 ほどの枠囲みの一番下にございますように、本 年3月中に策定することを予定しております。 以上でございます。

○**得能スポーツ振興課長** スポーツ振興課関係 について御説明をいたします。

恐れ入りますが、先ほどの分厚いほうの資料になります。歳出予算説明資料をごらんいただきたいと思います。407ページでございます。

一般会計で9,616万円の減額補正をお願いいた しております。その結果、補正後の額は12億1,430 万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明 をいたします。409ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)スポーツ施設管理費でございます。342万9,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、総合運動公園陸上競技場の改修工事に係る執行残でございます。

次に、410ページをお開きください。

ページの中ほどにございます(事項)保健管理指導費でございます。337万円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、県立学校の生徒に対する各種健康診断手数料の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)体育大会費でございますが、3,198万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、主に国民体育大会経費でありまして、選手派遣に係る経費の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)体育振興助成費でございますが、1,140万8,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、県体育協会に対する管理運営補助金の執行残でございます。

次に、411ページの下から3段目でございますが、(事項) 県立学校体育施設整備費でございます。3,909万9,000円の減額補正をお願いいたしております。これは主に、高千穂高校に延岡養護学校の分校が設置されることに伴い、建設中であります武道場・体育館の工事費の執行残で

ございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇井上文化財課長 文化財課の補正予算について御説明申し上げます。

引き続き、歳出予算説明資料でございますが、413ページをお願いいたします。

今回補正をお願いいたしておりますのは、一般会計予算4億5,962万円の減額であります。これによりまして、補正後の一般会計予算額は、右から3列目でありますが、9億586万円となります。

以下、その主な内容につきまして御説明申し上げます。おめくりいただきまして、415ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費につきまして、787万3,000円の減額をお願いいたしております。その内訳中の主なものは、説明欄の7の西都原古墳群歴史ロマン再生空間形成事業に係るものでございますけれども、これは同事業における古墳の復元のための工事の入札残等によるものであります。

次に、同じページの下から2段目となります (事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、 4億3,337万9,000円の減額をお願いいたしております。その主なものは、次の416ページの一番上の説明欄でございますが、4の国道発掘調査及び5の東九州自動車道発掘調査であります。いずれも年度末に及びまして、各事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の受託額が確定したことによるものであります。これらの調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から県が委託を受けて実施しているものであり、経費は全額、各事業者の負担となっております。 毎年度の当初予算の計上に当たりましては、年 度途中において工事の進捗に支障を来すことのないよう事業者側と協議をいたしまして、最大限の発掘調査量を見込んで積算いたします。実際の調査面積は見込み量を下回る結果となる場合が多く、こうした経緯から減額補正をお願いするものであります。事柄が地面の下にかかわるものでありますため、どうしてもこういうふうな積算となります。いずれにいたしましても、必要な調査は確実に行い、それにかかわるところの経費はすべて国等からいただくことになり、伴いまして地元への還元は着実に行われてまいりますので、御了承を賜りたいと存じます。

次に、417ページをお願いいたします。

一番上の(事項)博物館資料整備費につきまして、480万8,000円の減額をお願いいたしております。その主なものは、4の民家園ふるさと文化再生事業でありますが、これは総合博物館における椎葉の民家の復元工事に係る入札残によるものであります。

文化財課につきましては以上でございます。

○遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室の 補正予算について御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料の419ページをごらんください。

一般会計で225万9,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の額は、1,438万9,000円となります。

次に、1枚めくっていただきまして、421ページをお開きください。

(事項)人権教育総合企画費で165万7,000円 の減額補正をお願いいたしております。これは、 人権啓発資料作成に要する印刷製本費、それか ら共に生きる力を育む人権教育推進事業の旅費 並びに報償費等の執行残に伴う減額補正でござ います。 よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○太田委員長 それでは、執行部の説明が終了 いたしました。

まず、議案について質疑を受けたいと思いま す。議案についての質疑はありませんでしょう か。

○福田委員 お尋ねしますが、減額の範囲は民間でいいますと大体1%強でありますから許容の範囲でありますし、内容もよくわかりました。前段の警察本部の中での予算の組み方等、説明いただきましたが、その他でいろんな施設の営繕関係、この中で入札残がかなり出ていますよね。これはやっぱり今県が取り組んでいます入札改革の効果があらわれたものかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○靍田財務福利課長 お尋ねの件について、財務福利課所管分の校舎関係、建築、それは今お尋ねのとおり、入札改革の影響、これがあったものというふうに認識しております。全般にわたってもあったというふうに認識しております。以上でございます。

○福田委員 もう1点、電力の入札のお話がありました。民間でこれは行われていますが、県の施設では珍しいと思ったんですが、ちょっと内容を教えていただきたいんですが。

○靍田財務福利課長 これは、県立学校全般、 盲・聾・養護学校も含めてでございますけれど も、従来は九州電力1社という形でございまし た。平成19年度におきまして、呼びかけたのが 九電、それからエヌ・エス・アーブという会社、 イーレックスという会社、新日鐵ということで、 この4社に呼びかけをいたしまして、入札を本 年度から実施させております。ただ、このうち 新日鐵は参加しておりません。ちなみに、応札 数でございますけれども、県立学校が59校でございます。九電はすべての59校に応札してきました。エヌ・エス・アーブは9校、イーレックスは6校ということで、その結果の落札でございますけれども、九電が49校、エヌ・エス・アーブが4校、イーレックスが6校ということでございます。ちなみに、現時点ではこの入札に伴う経費節減が、1,300万程度見込めるということでございます。以上でございます。

○長友委員 394ページです。特別支援教育振興 費の説明の12番に養護学校スクールバス整備事 業の執行残が677万円ということでありました が、これをもうちょっと詳しく説明してくださ い。どれくらいの予算を組まれて、これだけの 補正額となったのか、内容。

○有馬特別支援教育室長 今年度の養護学校ス クールバス整備事業、延岡南養護学校ですが、 予算は1,629万1,000円でございます。内容は、 委託料が1,064万円、それから工事請負費518万 円、需用費40万円、あと役務費とか公課費等で ございます。委託料の執行残677万円が出たわけ ですが、これは当初9月の運行開始を見込んで 予算を計上いたしました。ところが、バス回転 場の設置工事の実施設計業務委託による第1回 目の入札が不落になりました。10月6日のこと ですが、三者が参加したんですが、入札できま せんでした。そのことによりまして、大幅に工 事の開始がおくれることになりました。工事完 了後の運行開始を見込んでおりましたけれども、 そういうことになりますと、児童生徒の教育的 効果や保護者の負担軽減の観点から、工事完了 前にバスを運行させたほうが望ましいというこ とで、工事がまだ終了する前ではありましたが、 バスを走らせました。工事のおくれに伴いまし て、約3カ月から4カ月、当初の予定をおくら せてバスを走らせることになったということに 伴う執行残でございます。以上です。

○長友委員 もう1点は、403ページ、家庭教育 振興費147万5,000円の執行残でありますけれど も、読書等に関する部分が大半になっておりま すが、これはどういう感じで予算が残ったのか。

○勢井生涯学習課長 この地域いきいき読書活動推進事業につきましては、教育事務所で実施します講座等の実施と、それから市町村が行います読書祭り等への補助がございます。このうち特に教育事務所で実施します分につきまして、経費の節減が図られたものでございます。

○長友委員 教育事務所で、どんな感じなんですか。それに参加した人が少なかったのか、どうなのか。それとも、それをやる回数というのを減らしたのか。

○勢井生涯学習課長 教育事務所におきましては、それぞれ各事務所で年3回実施することにしておりますが、この回数につきましては、それぞれ所定の回数実施いたしております。さらに、参加者につきましては、各事務所ごとに若干違いますが、130名余りから450名等ということで、合計で1,500名余りの参加者がございます。そういう意味で、所定の計画どおりの実施はできたものと考えております。ただ、実施方法につきまして、例えば講師等を呼ぶ場合も、当初予定していたよりも少なくて済んだというところがあろうかと思います。以上でございます。

〇野辺委員 国公立大学の入学者、これは県立 高校だけのあれですかね。

〇飛田学校政策課長 実は、県立高校だけじゃありません。これはどういうふうにして調査したかと申し上げますと、文部科学省が、各国立大学、公立大学、それから私立大学に、宮崎県の高校出身者が何人入学したかというのを報告

させて、宮崎県だけじゃなく各県の、それを積み上げたデータでございます。ですから、私立高校、県立高校合わせた本県の高等学校出身者が全国の国公立大学に何人入学しているかという、合格じゃなくて入学実績値でございます。以上でございます。

○野辺委員 それでは、私立高校から国公立に 入ったという数はわかっていないわけですね、 この中では。

○飛田学校政策課長 私立高校につきましても 県立高校につきましても、合格の段階では、県 立高校については我々は報告を求めていますが、 私立高校は所管外ですのでわかりません。ただ、 合格実績等は、いろいろ考えますと、多くの部 分が県立高校じゃないかとは思っているところ です。

〇野辺委員 別なことなんです。ちょっとお聞きしたいんですが、埋蔵文化財の調査、これはどういう資格を持っておる人が当たられるんですか。ちょっと教えてほしいんです。

〇井上文化財課長 埋蔵文化財発掘調査について資格というものはございません。ただ、専門性は当然に必要とされまして、まず大部分は、大学において日本史を専攻した職員、日本史の中でも考古部門を専攻した職員、これが一つでございます。あと、東九州自動車道に伴う発掘調査等は、多大な人手を要します関係から、高等学校あるいは中学校の社会科の教員を臨時的に埋文センター職員に位置づけているということはございます。大方がそういう社会科・歴史を専門としている人間というふうになっております。教職員のように免許というふうなものはございません。以上でございます。

〇野辺委員 各市町村にも、そういう資格というか、資格はないと言われたけど、そういう方

がいらっしゃいますよね。そういうところにお願いすることもあるわけですか、委託を受けた分は。受託した場合、どこにお願いするということになるんですかね、実際の調査。

○井上文化財課長 県の場合は、正規であるか臨時であるか嘱託であるかの差はございますけど、すべて県職員でもって調査をいたしております。

○長友委員 国公立大学への進学率についても うちょっと。大変な努力をして全国11位という ようなことになっている。このこと自体は、小 中学校の学力テストの一つの裏づけにもなるか と思うんですが、同じ土俵で、しかもどういう 位置にあるかということを知るためには、一番 上に示されている部分、これの全国的なデータ が欲しいと思います。全国比較した一覧表、こ れをできればお願いしたいなというふうに思い ます。そうすれば、どのような県のレベルでど れくらいのところに行っているというのがわか るだろうと思いますの。その資料をひとつお 願いしたいと思います。

○飛田学校政策課長 他県がどうこうということはなかなか難しい部分もありますので、一覧表を作成しておりますが、県名が抜けた形でよろしければお届けしたい。他県の状況が、他県がいろいろ差しさわりがあるとどうかなというような気もしますので、宮崎県がどこに入っているか、その一覧表ではお届けさせていただきますが、それでよろしゅうございましょうか。

○長友委員 それじゃ余り意味がないので、要するに個人情報ならこれはやっぱり問題がありますけれども、県の情報というのは別に問題ないだろうと思うんですよ。できれば、県名を入れてもらえばよくわかると思います。

○飛田学校政策課長 おっしゃるとおりだと思

いますが、実は文部科学省がつくったのは、大学の総体を各県ごとに詰め合わせたものですから、十分検討させていただいて、何らかの形で 提供させていただきたいと思います。

○太田委員長 じゃ資料をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 財務福利課のほうですが、377 ページの真ん中あたりに、学校借地料等という のが維持管理費にありますが、600万程度の減額 になっております。学校の借地料といいますと、 それまでに借りたのはいろいろあったんだろう と思いますが、例えばどんなものであったのか ということと、減額になった理由というのはど んな理由なのか、お願いします。

○靍田財務福利課長 例えば延岡高校については、従来、河川敷を借りてやっていたんですけれども、今般、西高がああいう形であきましたので、西高のグラウンドを使っているという、そういう部分が県内、民間の方を含めて随所にございます。その部分のお礼というか委託を出す、それがいろんな要素で消滅した場合に、執行残が出るということで御理解賜ればありがたいと思います。

〇太田委員長 よくわかりました。

もう一つあります。そういった質問でありますが、379ページ、教職員福利厚生費の中で5番目に、宮崎県教職員互助会補助金というのが1,600万程度減額になっているんですが、この減額の理由というのは何でしょうか。

〇靍田財務福利課長 実は、教職員互助会、これは財団法人でございますけれども、ここの厚生事業、それから運営費、業務経費、これにかかったうちの2分の1を県のほうが負担しま

しょうということで、具体例で申しますと、教職員互助会が実施しております宿泊補助、これについて大体1万2,000件の見積もりをしておったんですけれども、実績が1万1,000件強で終わったということが1点。それから、平成18年度の正職員が2名おやめになりましたけれども、19年度、この2名を採用せずに臨時職員で対応したというようなことで、そこにかかった例えば業務経費、人件費については、2,200万ほどの減でございますけれども、そのうちの半分1,100万が少なくて済む、あるいは宿泊補助関係についても530万ほどが少なくて済む。そういうことを積み上げた結果が、今、委員長御指摘の金額になっているところでございます。以上でございます。

〇太田委員長 わかりました。

ほかにありませんでしょうか。それでは、議 案は終わります。

その他の報告事項についての質疑はありませ んでしょうか。

○米良委員 3月1日に県内の県立高校の卒業 式がございましたが、新聞、テレビ等で御案内 のとおり、地元の門川高校を中心にした生徒が 飲酒運転をして、しかも予想だにしないような 大きな事故が発生いたしまして、県内の高校生 はおろか、県民の皆さんたちに、多大の御心配 といろいろそういう面で御迷惑をかけたことは 御存じのとおりでありますが、地元の高校であ るだけに、非常にざんきにたえません。私も毎 年、卒業式に行くわけでありますが、県教委か らも学校政策課長補佐がおいでいただいて、立 派な卒業式でした。涙が出るくらい、いて卒業 式でありました。その後だけに、学校側にはお い大きな事故でありました。さきの警察本部の 補正予算の審議のときにも聞こうと思いましたけれども、公には聞きませんでしたが、交通部長に個人的に聞いたんですけれども、今捜査中だということでありました。あえてこの場では聞きませんでしたが、県教委として、今知り尽くしておられる実態をお話しできましたらお聞かせをいただきたい、このように思っておるわけでありますが、どうでしょうか。

〇飛田学校政策課長 今、委員がおっしゃった とおり、極めて重く受けとめておりますし、卒 業式が終わった後とはいえ、子供たちの心にど うして届かなかったのかという残念な思いとい うか申しわけない思いでいっぱいでございます。 私たちも今おっしゃったように、捜査中という ことで、すべてを掌握しているわけではありま せんが、学校や警察からお伺いした中でわかっ ている分についてちょっとお話をさせていただ きます。卒業式の日の夜に子供たちが集まって 車に分乗して、ボーリング場で遊んだ後に居酒 屋で飲食をしているということが確認できてお ります。飲酒については、学校等の照会から、 生徒から聞き取った範囲では、捜査中ではあり ますが、恐らく全員が飲酒していたんではない かというふうに考えております。それから、重 傷者3人の方については、血中からアルコール が検出されている。それから、それ以外の者に ついて、軽傷者8人のうち3人については、呼 気からある程度のアルコールが検出されて、あ との方は交通違反になるようなアルコールは検 出されていない。ただ、子供たちに聞き取った ところでは、全員が飲酒していたということが わかっております。非常に残念でありまして、 卒業しているとはいうものの、すぐ通知文を出 して、新しい進路先に提供するために、まだ卒 業後も何か例えば電話をかけたり、あるいは声 をかけたり、いろんなことができるので、そういうお願いをしたり、あるいは無免許運転とか飲酒とか喫煙というのは絶対してはならないことですから、そういうことが許されない行為であることを徹底すること等、通知をすぐ出させていただきました。また、今後も校長会等いろんな機会をとらえて、どうしたら子供たちに心が届くのかというようなことを考えながら、指導の徹底に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○米良委員 子供たちの犯罪でありますだけに、 要は、せっかく卒業した子供たちが、今課長おっ しゃるように、これからの進路、これからの人 生のいわゆる歩いていく中での、大きな墓穴を 掘ったということを私は言わざるを得ないと。 卒業証書はもらったけれども、卒業、そのまま でいいと判断をするんでしょうか、どうでしょ う。

○飛田学校政策課長 実は卒業につきましては、 もう卒業の認定をいたしております。それで、 卒業の取り消しができるかどうかということは、 極めて法的に慎重に検討せざるを得ないことだ と認識しております。学校もそのことはわかっ ております。ただ、過ちを悔い改め、どうやっ ていくかということは、卒業を取り消すかどう かということとは別問題として、保護者と連携 をとりながら学校は今指導しているところでご ざいます。以上でございます。

〇米良委員 事故をした11人の子供たちと今課 長がおっしゃるような父兄の皆さんたちとのこ れからの話し合いの場でしょうか、これからの いわゆる人生を歩いていく上での示唆に富んだ 指導というのは考えておられるものかどうか。

それともう一つ、卒業式の中で大方の子供た ちが進路が決まったと、就職も決まったと、そ ういうさなかでありますから、そこらあたりを 考えますと、一面かわいそうな気もします。し かし、さっきから言いましたような一つの誤っ た事故ということの判断からすれば、当然の報 いだろうという気もします。しかし、まだ18歳 ですから、そこらあたりのことをどう学校側と して、あるいは県教委として考えていけばいい のかということを、ちょっと口が過ぎるかもし れませんけど。

○飛田学校政策課長 まず、保護者との連携を とってということについては、既に保護者に来 ていただくとか、生徒と接触するというのを何 回か学校はやっておりますので、今後も継続し てやると考えております。

それから、進路先のことにつきましては、非常に苦慮しております。正直申し上げまして。 実は、ほとんどの子供が就職等が内定しまして、 進学先も内定しているわけですが、就職は学校 が推薦書を出して就職をするというような状況 にございます。いずれにしても、子供たちがも し入社していればすぐわかることでもあります し、学校と保護者、そして就職先、進学先との 信頼関係の中で、適切な対応をしていくことが 大切だと考えております。以上でございます。

○米良委員 もう一つは、運転免許証ですよね。 気の緩みからそういうことになったと、こう思 えても、運転免許証はもちろん法に基づいて免 許を取得するわけですから、そして使えるわけ ですから、宮崎県は宮崎県のこういう苦い経験 をもとにして、来年もまた起こるかもわからない、これから何が起こるかわからないというこ とを考えますと、やっぱり免許証、車というの は凶器なんですよ。だから、そういうことを考 えると、県教委と学校側と、免許証はもらって も乗るか乗らないか、じゃ、いつから乗ればい いのかという判断になるわけですけれども、そこらあたりは視野に入れて、卒業式からどのくらいそこ辺の縛りをつけるかということあたりも、学校側としての一つの指導の中で考慮していくべきじゃないかなということを私は思うんですけれども、そこらあたりは課長、どうですか。

○飛田学校政策課長 おっしゃるとおりだと思 います。子供たちが進路先、就職先等で免許が 必要な部分というのは、確かにございます。そ れで、どういうふうに通例指導をしているか、 我々も学校と連携をとりながら確認しているん ですが、免許を取る期間がある程度必要ですの で、12月ぐらいから、保護者、本人から必要な ものについて申請を出させ、そして審査をして、 審査をするというのは、もっと学業が先だ、卒 業が危ぶまれるというようなこともあったりす るような子はだめだよということ、そっちを先 にやりなさいということを言って、そして自動 車学校とも連携をとりながら許可しております。 多くの学校が卒業式までは乗らないということ を指導しながら――卒業してしまうと赴任先へ 移動したりということがあるものですから― 対応している状況にございます。そういうこと についても、適切に生徒指導の担当や校長会と 連携をとりながら指導していきたいと思ってお ります。

○米良委員 最後にしたいと思いますが、特に 門川高校は、今までの歴史の中で、問題行動の 多い子供たちが多い時期がありました。もちろ ん学校全体もそういう風紀に乱れたところもあ りまして、ようやく立ち上がって5~6年たっ て、「校長先生、いい学校になりましたね」とい う地元の皆さんやら含めて、私はいつも言って たんですよ、「もう農業というあれは取って門川

高校にしましょう」と。そういう話がようやく 実現して、いいイメージでスタートしたやさき だけに、本当に残念ですよ。そして、もう一つ 言えるのは、あの卒業式で、補佐が言ってまし たけれども、私も同席させていただきましたが、 PTA会長も学校の校長先生も、すばらしいあ いさつを生徒たちにしましたよ。本当にいい学 校だな、いい卒業式だったなというのを、みん なが喜んだやさきだけに残念ですよ、課長。そ りゃ本当に学校に瑕疵はありませんけれども、 これからそういう県内の高校生あるいは高校を 見たときに、二度とあっちゃならんなというこ とを、これは(聴取不能)ではありませんけれ ども、県内の高校に何らかの戒めとそういう指 導というのは、もうされたんでしょうけれども、 すぱっと言っていく必要があるなと思いました ので。卒業式は立派でした。学校の校長先生の 話も立派でしたよ。いい卒業式でした。報告し ておきます。以上です。

〇太田委員長 ほかにありませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 それでは、ないようですので、 以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時14分再開

〇太田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、3月7日 の2時から行いたいと思いますが、いかがでしょ うか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇太田委員長 それでは、次の委員会は、3月

7日の2時に再開と決定いたします。

次に、委員長報告骨子についてでありますが、 通常であれば、委員長報告骨子につきましては、 採決後に協議していただいておりますが、今回 は、10日の本会議で委員長報告を行うというこ とで、日程的に余裕がありませんので、この場 で協議させていただきたいと存じますが、いか がでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 それでは、委員長報告の項目として、皆さん方から要望がありましたら、どうぞお願いいたします。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 先ほどの事項の件については、 また協議させてもらいます。問題なければどん どん出していって教訓としておきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御 一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れさまでございました。 午後0時15分散会

午後2時0分再開

出席委員(9人)

委	員		長	太	田	清	海
副	委	員	長	河	野	安	幸
委			員	米	良	政	美
委			員	福	田	作	弥
委			員	野	辺	修	光
委			員	宮	原	義	久
委			員	西	村		賢
委			員	長	友	安	弘
委				井	上.	紀石	七子

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 湯地正仁

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第38号について、原案のとおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇太田委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号について、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

そのほか何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇太田委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。